

「芦屋ハートフル福祉公社敷地における
私立認可保育所整備計画説明会」議事録

日 時	平成29年11月9日（木） 19:00～20:40	
場 所	竹園集会所	
出席者	こども・健康部長	三井 幸裕
	こども・健康部子育て推進課長	伊藤 浩一
	こども・健康部主幹新制度推進担当	和泉 みどり
	こども・健康部主幹子育て施設担当	長岡 良徳
司 会	こども・健康部子育て推進課施設整備係長	田中 孝之
事務局	こども・健康部子育て推進課	
参加者数	9人	

1 次第

- (1) 開会
- (2) 説明
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会

2 配布資料

当日配布資料

3 議事録

(事務局和泉) 本日の説明会につきましては、事業者はまだ決定しておりませんので、どのような建物が建つのかなどの具体的な内容を示しできるものではございませんが、まずは、建物が建つということで隣接される地域の皆様にとって、今までの環境と変化が生じますし、それが保育所であるということで、少なからずご迷惑をおかけすることになるかと思えます。まずはスケジュール等の計画の概要のご説明と、ご心配になられることやご要望などをお聞かせいただければと思います、このような場を設けさせていただきました。いただいたご意見について、その場で説明できること、また持ち帰って検討すること、対応できないことなど、いろいろあると考えておりますが、これからできる保育所が地域に根付いた良い施設になれるよう取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

資料2頁目をご覧ください。芦屋市の状況としまして、保育施設の定員数と待機児童数の推移をお示ししています。傾向としましては、全国的な状況と似通っておりますが、施設整備をして定員数を増加させてもなお待

機児童数は横ばいの状態、あまり減少することが無い状況となっています。

資料3頁目をご覧ください。現在、計画している施設整備を一覧にしたものです。

こちらの全体像についてはすでに説明会も開催しておりますので、わからない部分等ありましたら、後程の質疑応答の時間でご質問いただければと思います。

この全体像の中の一つである、左から2列目下から5つ目の囲みにある、ハートフル福祉公社移転後の保育所につきましては、当初計画では100人程度の定員を予定しておりましたが、伊勢幼稚園の敷地を活用した認定こども園の整備もあることから、若干定員数を減らして、60人から80人規模で考えています。

それでは、ハートフル福祉公社敷地における認可保育所の整備について、資料4頁目をご覧ください。今後の予定を記載しております。

先ほどの全体像の中で、分庁舎における小規模保育事業所は平成30年秋以降開園とありますが、平成31年1月に開園予定、平成32年4月にハートフル福祉公社敷地における認可保育所を開園する計画としています。

これら2つの施設につきましては、同じ精道圏域であること、整備時期が近いことと合わせ、小規模保育事業所と認可保育所を連携し運営することでより質の高い保育を実施するため、運営事業者を一括で公募、小規模保育事業所と保育所の両方を1事業者で運営するという形で公募をしたいと考えています。

小規模保育事業所とは、0歳児から2歳児までのお子さんを、6人から19人までの定員規模でお預かりする保育施設です。

12月から翌年1月にかけて募集を開始し、2月から3月頃に選定、4月頃に事業者の決定を予定しています。このスケジュールは現時点の予定ですので、今後の作業によってはずれる可能性もあります。

事業者決定後には、説明会を開催する予定です。この説明会では、事業者がどのような建物を考えているのか、どのような保育を行うのかといった、もう少し具体的なご説明ができるものになります。時期については、このスケジュールには記載できておりませんが、準備等に2、3か月はかかりますので、決まり次第周知させていただきます。

工事については、分庁舎が完成し、平成31年1月頃にハートフル福祉公社が移転してから、解体工事が始まり、その後園舎の建設が始まります。工事の実施前にも説明会を予定しております。

資料5頁目の上側をご覧ください。事業者の公募を行う際には、募集要

項を作成し、公募の条件を記載します。

募集要項については、10月10日開催の第1回の芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会という、学識経験の方や経理の専門家など外部委員で構成された附属機関の会議を行いました。今回の整備案件の説明とともに、過去の公募で作成した募集要項をベースに枠組み案の提示をおこなっております。本日の説明会でのご意見も踏まえ、11月19日開催の第2回選定委員会で再度協議をし、募集要項を固めていく予定です。

この資料には、公募条件の主だったものだけをまとめて記載しておりますが、実際の募集要項には、用途地区等による制限や法令に関する規制など、さらに詳細な内容が記載されます。

過去の公募実績として、小規模保育事業所を3回、認定こども園を2回公募しており、その際の募集要項は市のホームページに公開しています。また、今回の公募につきましても、ホームページで公開する予定です。

公募条件について、事業者応募条件として、先ほど説明しましたとおり、分庁舎での小規模保育事業所と一緒に運営することを条件としています。

開園日は、日・祝日・年末年始を除く毎日、開園時間は、午前7時から午後6時としていますが、延長保育を実施しますので、実質的には午後7時まで園は開いていることになります。

続いて、資料5頁目の下側をご覧ください。

利用定員は、記載のとおりですが、※印の部分については、市内の5つの小規模保育事業所の2歳から3歳へ進級する際の受皿になっていただく必要があるため、少なくとも分庁舎での小規模の2歳の定員以上の差をハートフルの保育所で設定していただくものです。

給食については、保育所は自園調理としています。

必要な施設については、車や自転車に対する対策として駐車場や駐輪場を近隣地も含め確保することも求めています。

その他としまして、住環境への配慮も求めています。

6頁目には保育所の一日の過ごし方の一例を記載しております。朝7時ごろから9時ごろまでに順次登園し、保育が始まります。そして、昼食や午睡、おやつ等があり、帰りは、午後5時ごろからパートさんなどの保育短時間の方からお迎えに来られ、午後7時までに順次降園することになります。園庭の利用については、午前と午後に年齢で交代しながら外遊びを行います。お天気や季節、また、運動会などの行事前の練習など、園庭を使う時間に変動はあります。また、5歳児は小学校進学を見据え、10月ごろからお昼寝をしなくなりますので、他のお子さんのお昼寝を邪魔しないよう園庭で遊んだりすることもあります。小さい子と大きい子が一緒

に遊ぶと危ないこともありますので、外で遊ぶ時には全員が一緒に出て遊ばない運営の仕方もあります。

今までの整備事例でもあった、音の問題や車送迎の問題など、近隣の方がご心配になられる点については、理解をしておりますので、今後そういったことも踏まえて対応ができる力量ある事業者を選定してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

(事務局田中) それでは質疑応答に移ります。

(市 民) 保育所と保育園の違いを明確に教えていただきたいということと、ハートフル福祉公社の土地は約400坪ぐらいあるのですが、これは芦屋市の土地なのか芦屋市が賃貸している土地なのかをお聞きしたいです。また、第一種低層住居専用地域であるあの土地で、保育所の建設が法的に可能かどうか教えてください。

(事務局和泉) 保育所と保育園の内容は一緒です。芦屋市では公立については保育所、私立については保育園と呼んでおりまして内容的には同じです。

また、ハートフル福祉公社の土地ですが、これは市の土地です。賃貸ではありません。

そして、第一種低層住居専用地域ということですがこちらでも保育所を建てることはできます。法的にも可能です。

(市 民) ハートフル福祉公社のすぐ近くに住んでいますが、保育園ができることで車の送迎が増え、交通事故等のトラブルが絶対発生すると思います。先ほど、そういうことは十分認識しておられるとおっしゃっていましたが、平日の朝の6時半から9時ぐらい、夕方16時から19時、20時に通勤の人、通学の人、自転車の人、車の量がどれくらいあるのか実際に見て認識されていますか。

朝はみんな急いでおられるし、私はバイクで通勤しているのですが曲がり角でぶつかりそうになったこともあります。道は普通の道で、送迎の車が切り返して駐車場の中に入るのか分からないのですが、正直できるのかと心配です。通勤通学の自転車が多い中で事故が絶対起こるのではないかと思います。

今の説明を聞いていると、保護者が利用できる送迎用駐車、駐輪スペースを当該地に整備していただける事業者を探すと言われましたが、公立の保育所なら直営で行政の指導も徹底してできると思いますが、私立園となると指導はできてもそれを実施するのは私立園です。ガードマンをおくに

しても人件費もかかるだろうし、そういうことをどこまで芦屋市が行政として地域住民の事故、車のトラブルの対策をできるのかとすごく不安です。60人から80人の規模で大きいから車の送迎等が一番心配です。そのところを行政が掘り下げてこうなさい、ああしなさいと言っても私立のことですから、お金もかかりますし、どこまで出来るのかと思います。もしそういう小さなトラブルが日常茶飯事起こるようになったときにどういった対処をしてくれるのか、住民としてはそれが不安です。

(事務局和泉) まず交通量調査はしたのかということについてです。

(市 民) 皆さん自分の目で見られましたかということです。

(事務局和泉) はい。私も行っておりますし実際にカウントもさせていただきました。自転車と車とバイクと人について、朝の7時から9時までと夕方17時から19時まで、ちょうど保育所の送迎とあたるような時間帯でどれぐらいの人が通るのかカウントさせていただきました。やはり自転車が多いという印象があります。まだ表に出せるような形で整理はできていませんが、実際に数字も持っておりますのでそういった情報も今後公募の資料の一つとして事業者にも提示をしていきまして、市民の交通安全対策をとっていただく提案があるのかどうかは見ていきます。

市の指導がどれだけ民間に対して行き届くのかというご心配ですが、いづれにつきましても現在、私立の保育園を11園ほど運営していただいています、月に1回園長会という形で施設長とも話しをさせていただく場を持っていますし、個別に連絡もいただいています。どこまでというご心配もあるかと思いますが、市としてはきちんと事業者とも話をすることで体制をとっていますのでご理解いただきたいと思います。

(市 民) 幼稚園・保育園の利用者側から質問させていただきます。

広報あしや等で順々に出てくる計画表を日々見ながら、フルタイムで元々仕事をしていたので復職するのかどうかを考えていました。3頁のこの表で見ますと、認定こども園・保育所が縦並びになっているので待機児童が一気に解消する印象を受けるのですが、時系列で年度に並べますと、例えばわが子ですと平成31年度3歳になったときに、どの園が事業者も決まった状態でみえてくるかと考えると、潮見圏域にある認定こども園2園と精道の認定こども園が開園、この程度だと思います。

もし精道の幼稚園部を希望した場合、幼稚園にも定員枠ができるというご説明を以前精道幼稚園での説明会の時にお伺いいたしました。それは幼稚園の充足率が非常に低いということです。西山幼稚園でも60パーセント以下です。確かに低いと思います。市内では3年保育を希望する保護者

が大変多いと思います。そのために、私立幼稚園に通わせる方が多いです。幼稚園から小学校への繋がりを考えますと、入れないということが起きた時に環境が変わるのはかわいそうです。

逆に言うと、芦屋市は市内に子ども達を戻したいというご希望もあり人数も増やすというご説明でしたが、正直今の小さい子どもを抱える保護者の立場からだと言業者が決まっていなくて多いと感じます。実際に幼稚園部を希望しても安心して定員枠に入れられないかもしれません。私立幼稚園も視野に考えないといけません。西山幼稚園、岩園幼稚園に行かせたいとなるとバス通園になるでしょう。

また、精道認定こども園の幼稚園部枠が20人ということについてですが、個人的に様々な子育てセンター等で他のお母さんに聞いたりしていると給食が毎日ある幼稚園は、今、市内がありません。お母さんたちと話していると、3歳児から預けられて給食がつくとなると希望者が増えるのではないかと感じがあります。先日の説明会を受けて定員枠が広がる話が出ているのかどうかということをお教えいただきたいです。

もし、復職し、3歳から保育園部に行かせたいとなった場合、2歳まで預けることができ、3歳から預けることができない園がたくさんあるので結局新しく出来る施設が受け皿的になると感じます。例えば、平成31年度の時点で3歳から新規で保育園に入れる状況は相当厳しいと表から感じられました。もし遠くなったときに実際にバスで通わせられるかとなると、幼稚園ですら厳しい状況が精道地区でもあるので交通事情を含め安全面等計画があれば教えてください。

(事務局伊藤) 1点目の計画している精道認定こども園幼稚園部3歳20人の定員枠が増える予定があるのかという点ですが、今のところ増やす計画はないです。利用者様のご希望が増える可能性はもちろんあるかと思っておりますが20人とさせていただいたのは精道幼稚園の今の利用者の状況を踏まえたうえでの人数です。今のところは増やすということは検討していないということです。

(市民) もし精道地区で、保育園を利用しようとする方でしたら早め早めに動くと思いますが、幼稚園は今までどおり、年齢がきたら地元の幼稚園に入れようと考えたいと思います。今まででしたらすごく希望者が少ない地域だったのでそのまま安心していいのかと思うと、意外と給食もあるし良いじゃないかという声が様々なところから聞こえるので、万が一漏れた時にはその場で空いている園を探すことになるのかということについては、精道の説明会の時はそれをお願いしますという市のご返答でした。バス通園についての意見もありましたが、通園方法はそのままの状態なのかをお聞きし

たいです。

(事務局伊藤) 通園方法について、精道幼稚園の時の説明会でも自転車送迎等のところでご説明させていただきました。車の利用は大丈夫ですとは言えないとご説明させていただきましたが変更はありません。通園バスのご希望もあったかと思いますが予定はしていません。

(市 民) なら自家用車は禁止で、各家庭で工夫してということでしょうか。

(事務局伊藤) はい。今と同じ状況でお願いしたいと思います。

(市 民) もし、精道認定こども園の幼稚園部に23名や24名の希望者が出た、少し定員を超えたという時に、初めての開園になりますので、増やす可能性もありますか。

(事務局伊藤) 平成31年から予定しているのが精道幼稚園の園舎を改修しての開園になりますので、どうしても面積的な限度もあります。少し増やしていくのは施設のにもできない状況です。

(市 民) 一次募集の時点で定員をオーバーすれば他の園をその時から探すということですか。

(事務局伊藤) 精道認定こども園の入園は来年の秋からになってきますので実際の応募方法等をどのようにしていくのか検討しているところです。精道認定こども園に入れないのに公立幼稚園も手続きができないとはならないようにはしたいと思っております。

あと、3歳から保育を利用するときに定員が厳しいのではないかとのご指摘はまさにおっしゃるとおりでして、待機児童数としてはすごく多いわけではないのですが、3歳から新たに入っていただくには好きなどころに必ず入れますとまではなかなか言えない状況です。

(市 民) もう一点、1, 2歳から保育園に預けておられるお友だちのお母さんがいるのですが、最初は1時間だけの保育、慣らし保育というようなことを2か月ぐらいかけて復職までの間に行い、子どもの様子を見ながら慣らし保育をされて、子どもにとっては良いと見ていたのですが、4月開園ですと慣らし保育と同時に復職、フルタイムの仕事が入るので不安です。子どものための対応、対策を分かる範囲で教えてください。

(事務局伊藤) 慣らし保育ですが、何か月単位ではありません。通常大体一週間ぐらいのイメージで最初は保護者様と保育室にいていただいて午前中だけ、次は給食も、といった形で徐々に伸ばして離れていっていただきます。一週間そのような形でみていただいて翌週からは基本的にはお子様だけという形が多いです。どうしてもお仕事の都合で短くする場合、それ以上長くする場合はケースによってあるかもしれませんが通常はそういうイメージでさせていただきます。私立園ではもしかしたら月単位で行う場合も

あるのかもしれませんが、個別のご相談の上になってくるかと思います。

(市 民) 月齢が小さい等もあると思いますが、ただ4月開園で4月から慣らし保育が始まり午前中だけで帰るとなると、フルタイムでの勤務は無理になります。そのあたりの動きが早め早めに職場と相談しないと実際には回らないと思うのですが、資料のどこを見てもわからなかったので知りたいと思いました。

(事務局伊藤) おっしゃるとおりで4月に復帰された時からフルタイムとなれば慣らし保育の準備ができないのでそこは申し訳ありませんが、職場の方と調整していただいて最初おおむね一週間程度何とか時間的な調整をしていただきたいというのが保育所運営側としてお願いしたいところです。

(市 民) それは認定こども園に限らず、この表に載っているところはどこの園でも大体一週間という形になると思っていただいいのですか。

(事務局伊藤) 大体の目安としてはそうです。絶対一週間ないと困りますということでも一週間以上はしないということでもありませんが、ある程度の慣らし保育の期間は持っていただきたいです。

(市 民) 先ほど、土地は芦屋市の土地だとおっしゃいました。保育所を作るにあたっていわゆる箱物は事業者が作るのですか、それとも市役所が作るのですか。

また、会議については月に一回様々なミーティング等をされて現状の法律にあった運営をされているかどうかを市でチェックされるということでお聞きしているのですが、その辺を教えてください。

(事務局和泉) まず、建物につきましては民間の事業者にて建てていただきます。土地は市の土地ですがお貸しするという形で、建物と運営は民間という形になります。

先ほど申し上げた月一回の園長の会ですが、情報共有や連携のことで会を持たしていただいております。実際に保育が法的にあっているかということは監査という別の形で見えていくことになります。運営自体は事業者になり、チェックは市が監査をしたり、監査の権限は県になることもありますので県と市と協力し合って監査を行っているという状況です。

(市 民) 住民とのトラブルがあった時に誰がどこに話をつけに行くのか、その中で市はどのような立場にあつてどのような指導をされるのかお聞きしたいです。

(事務局和泉) 実際に事故が起こったということにつきましては、主体となる事業者の方が事故された方と協議されるということになりますので直接的には市が関わるということではありません。市としては、そういった事故が起こ

らないように未然に防ぐといった対策を考えていかなければいけないと
思っておりますので、実際の事故の対処については事業者と事故の当事者
の方という形になります。

(市 民) 浜芦屋町に住んでいる者ですけど、あそこに保育園が建つこと自体の反
対意見は特になかったのでしょうか。いまさらかもしれないのですが、は
っきり言って迷惑です。こんなこと言ったらいけないのかもしれませんが、
全国的にどこでも保育園が一番嫌がられているもので、特に浜芦屋町は今
まで静かでしたし、あまりあそこの地域自体に小さいお子さんがいらっし
ゃらないと思います。マンションも少ないです。来られるのはほとんど、
遠いところからだと思うので、小さい子どもがいないあそこに保育園が建
つことは反対です。

その中で、例えば人数が60人から80人ということも決まってしまう
ているものなのか、もっと人数を制限できないのでしょうか。

あと、市がしなくて民間がするのであれば、防音対策とかそういうこと
を言っても結局だめだったということも起こると思います。そのあたりが
子どもを持たれている方には味方されていると思うのですが、付近に住む
者の立場をもっと考えていたいただきたいと思います。

広報等を見ながらでしたけど、そういったことをどんどん決めていくの
に、実際あそこの近隣の方々の意見等を聞かれたのでしょうか。市の土地
だからそもそも私たちが反対の意見を言うことすらできないのか等、その
あたりも全くの素人なので分かりませんが、一般的に考えて、大変迷惑な
話です。今ご説明を淡々と聞いていましたけれども、本当にこのままどん
どん進んでいくのだという感じですが、住民の立場をもう少し考えて、も
っと制限できるところを制限いただきたいと思いました。

(事務局和泉) 確かにご迷惑をおかけするというのも多々あるかと思えます。ただ市
の状況としまして待機児童という問題があります。芦屋市は住宅都市とい
うこともありますので、住宅がないところがあればいいのですが、そう
いった場所を探すことも難しいというところがあります。こういった住宅
地の中で一定の広さがあるところに建てざるを得ないというのが現状で
す。迷惑をおかけするというのも十分理解しておりますので、できる限
り対策をしていきたいと思っております。具体的に人数が絞れないのかと
か防音対策はどうなのかといったことにつきましては、今の段階では市と
しては事業者と協議をしていくことになると思っておりますので、具体
的なお話はこの場では難しいと考えております。

あと、施設を建てることに対して反対の意見がなかったのかということ

ですが、実際にそういう聞き取りはしていません。市の考えとしましては、市の土地を有効に活用して待機児童の解消という市としての課題を解決する必要がありますので、このような形で対策をたてたものです。

事業者が決まる前の段階ですが、こういう場を設けさせていただいて地域の方の声を聞かせていただき、取り入れられるものは取り入れていきたいと思っております。本日はそういった会を持たせてもらっておりますのでご意見を出していただきたいと思っております。具体的なお話が今の段階でできないところはご理解いただきたいと思います。

(市民) 事故が起こった時に車と歩行者だったらその方たちが対応すると思いますが、日頃見ているとすごく危ない場面が多々あり、こういうところは改善してほしいと住民が思ったとします。それを直接ハートフル福祉公社の私立園に言いに行くのでしょうか。ずっとその土地に住む者にしたら直接言いに行くのはものすごく抵抗があり、あそこのあの人はいうさいかと思われるかもしれないので、長い目でみたら直接苦情や文句、危ないのでこうしてほしいという要望等を言いくいところもあると思います。それなら芦屋市が責任を持って苦情や要望を住人からの声を聞く窓口を設けてもらわないと、直接園に私たち近くの者が言いに行ったら後々良い関係は絶対保てないような気がします。そこのところはやはり市が誘致するのであれば、市を通してその園にこう指導します等、こういう意見があるのでこうしてくださいと責任をもって対応しないと直接私たちが言いに行くのは言いくいし、そこに私たちはずっと住むから関係が悪化したら最悪になると思います。

それともう一点、分庁舎の跡に建つ小規模保育事業所とハートフル福祉公社に建つ保育所の事業者が一緒に、それで質の高い保育ができるとおっしゃったと思うのですけれども、その具体的などころ、同じ事業者だとなぜ質が高くなるのか私には分かりません。別々でもいいのではないかと私は思いますが、そこにこだわっているのです、具体的な例でこのように質の高い保育が得られるから2つは一緒に事業者でないといけないというところを教えてください。

(事務局和泉) まず小規模保育事業所と保育所と一括で質の高い保育ができるとはどういうことかというご質問に対して先に答えさせていただきます。同じ事業者ということになりますと運営に対して例えば小規模保育事業所でできないようなことでも保育所でできるのであれば、例えば園庭に遊びに行ける等もあります。また、小規模保育事業所については連携施設というものを設定しなければいけません。連携施設というのは日々の保育を連携しあ

って助け合っていくものですが、例えば保育士が急にお休みされるということがあれば保育所の協力を得る等で連携できますし、安定した形で運営できるといった、そういう意味合いで質のいい保育ができるということです。

(事務局伊藤) もう一点、何らかのトラブルがあった場合、市が窓口になるべきではないかという点ですが、おっしゃるとおりでして、直接言っただけのものも構いませんし、今でも市におっしゃっていただいて、園にもその状況をお伺いして改善を求めるとことはしております。今回につきましても、もし何か、例えば保護者がルールを守ってないということがあり、直接言いくいということであれば市の子育て推進課におっしゃっていただければ事業者を確認させていただいて、よりマナーを徹底いただく等、改善を図っていただくことは市もさせていただきます。

(市民) 近隣の者ですけれども、今問題になっているのが交通の便だと思います。この中で一番の問題が送迎の駐車の問題だと思います。資料を見てみますと駐車、駐輪スペースを近隣に確保すると書かれているのですが、それに「努める」と書いてあります。努めてもらってもだめです。「近隣に確保します。」と、それでないと許可しませんと書いてもらわないとだめです。

あの道は車2台がすれ違ってぎりぎりです。1台でも停まっていると対向車が来た場合には待っていないといけません。その状況は今でもあります。運送屋さんや宅配便等、ハートフルに荷物を入れる車も停まります。でもそれは1台です。1台なら向こうから来ても待っておればすぐ解消します。ここで聞きたいのですが、送り迎えの車、駐車する車は何台を予定されていますか。それだけ先に聞かせてください。

(事務局和泉) 駐車場の問題が非常に重要なことと考えております。確かにハートフルの北側の道は狭いですし、1台縦列になりますと交通に支障が出るということも理解しております。実際に何台ぐらいの車がくるかと考えているのかというご質問ですが、どの地域から来られるかによりまして車の台数も大分変わってくることになるかと思っておりますので、今想定が難しいのですが、ただ近くに精道保育所がございまして、精道保育所で車を何台送迎で使っているかということを確認しました。やはり入れ替わり立ち代わりで送迎となります。朝は混むこともありますが、夕方は入れ違いで来ることが多いです。晴れの日と雨の日で車の利用数も変わってまいります。

(市民) だから何台ですか。

(事務局和泉) 晴れの時に2時間ぐらい見ていたのですが10台ぐらいが来ています。

縦列で停まった台数が3台ぐらいでした。雨の日は台数が非常に多くて、朝の時間帯でしたが2時間ぐらいの間に30台ぐらいが行き来をしておりました。ずらっと並んで8台ぐらいという状況が見てとれました。

(市 民) 精道保育所は何人いますか。

(事務局和泉) 精道保育所は定員が90人で、若干定員を超えて受けておりますのでもう少し人数は多いです。

(市 民) 他の所で見ましたが、何人かは分かりませんが、他市の園で大体10台から20台並んでいました。3台しかないというのはまず考えられない数字だと思います。要するに何を言いたいかと申しますと、その台数を全部保育園内に収納するようにしていただけたらいいと思います。収納場所ができないような形であれば建てるのは無理だと思います。

近隣に確保するようと言われてはいますけれども、近隣というのは空地の駐車場等だと思います。そこにマンションが建ったらどうするのですか。駐車場がなくなります。すると次に駐車問題がまた出てきます。自分の所の敷地内に用意してもらい、そこに入る分だけ車で来てくださいという風にする。それかどこかの空地を確保してもらいそこに停めてもらう。この2つしかないと思います。これができないということになれば市ができないということになります。

葬祭場のホールを建てる時に駐車場問題をどうしますかと、同じ問題が出ました。近隣の駐車場を確保します、と言って3か所ほど大きなところを確保しました。それで駐車問題は解決しました。駐車違反は1台も出ませんでした。ところがそこにマンションや家が建ったのか、使えなくなりました。それでハートフルの横のところを購入されて全部入れるようになり、現在でもガードマンが立って駐車場が満車になると他の駐車場を案内されて、あの通りの葬祭場のホールの駐車違反は1台もありません。

民間でそれができるのに市が努力しないと言うのはもってのほかです。現状で民間の駐車違反が1台もないのに市でそれを黙認するなんてことはできない話です。これは必ず実行してもらいたいです。努めるではだめです。駐車させませんと変えてください。

(市 民) 先ほど申しましたが、あそこは第一種低層住居専用地域なので、おそらく建ぺい率も厳しいし一番大きな問題は騒音問題だと思います。多分60デシベルに規制されていると思います。ですから、保育所ができて運動会等私たちが小さい頃にしてきたようなことが法的に本当にできるのかどうかです。保育所の事業者がよりよい保育ができる環境が整ったという説明ができるのかという不安感があります。建ぺい率も厳しいからあの中

に数十台入る駐車場のスペースは必ず確保できるはずですが、あその場所は、3階以上は建てられません。ですから、今葬祭場の土地や別の土地が駐車場になっています。それは住居専用地域であるという大きな縛りがあるからなので、そこに保育所ができるとおっしゃいましたけど、いわゆる民間が経営するような保育所を経営する事業者ができるのかと、そこを我々は一番危惧するのであって、環境問題等が一番厳しい所ですから今まで出てきた交通の問題や駐車場の問題等々は整備されていくと思うのですが、事業として本当に成り立つのか私の疑問です。

(事務局和泉) 音の問題と車の問題ですが、騒音の問題につきましては、いろいろな対策の方法が考えられると思います。ただ運動会等の行事につきましては、園庭で活動することになりますので一定の大きな音は避けられないと考えております。たとえばそのような行事をするときには事前にご連絡を差し上げて、ちょっと一日うるさい日がありますというのをお伝えさせていただく等、そういったご理解をいただくという形での対策を考えていかないといけないと考えております。

環境が厳しいところというのも、確かに建ぺい率40パーセントということで大きな建物は実際建てられないという状況ではあります。駐車場がたくさんとれるのではないかとおっしゃっていただいているのですが、やはり敷地内に駐車場は一定数必要と考えておりますがお子さんが遊ぶ園庭というのも一定確保する必要がありますので先ほどご意見いただきました10台、20台までは厳しい部分があります。

そういったところも踏まえながら、近隣の駐車場の確保というところも考えた上で路上駐車は起こさせない取組は考えていきたいと思っております。

(市民) 考えるのではなく、あの前に停めたら駐禁です。駐禁は許すということですか。警察と話はしたのですか。

(事務局和泉) 駐禁を許すということではありません。駐禁にならないような対策は考えていきます。駐禁を許す、そこに停めてもいいという考えはありません。

(市民) 「努める」という表記では、駐禁は許すということに繋がります。要するに、あの道に保育所関係の車を駐停車しないということを条件に入れていただきたいです。

(事務局和泉) 条件として書き方がどうなるかということはあると思いますが、募集要項にも書かせていただいているような文言で対策を求めていますし、法令に違反するようなことは保護者にも指導をしていかないとはいけません。

駐車スペースの確保は必要だと考えておりますので、何台確保できるか

はこれからになります。例えば他の園で実践されているのは、保護者に車の利用についての許可制を取り、ある程度の距離でないと車を使っていけないとしたり、駐車場を使う時間帯の指定をしたり、入替制をきっちりするという形で取り組んでいる園も実際にあります。そういった提案もあるのではないかと思います。もしなければそういった指導もこちらからできるのではないかと思います。

(市民) 要するにあそこの道には駐車をしないう方向性でやっていただきたいと思います。

もう一つ心配なのが、葬儀場のホールの駐車場に無断で停める人が出てくるのではないかと思います。それは、やはりトラブルの問題になってくると思います。西宮ではガードマンが必ずおりましたから、その人たちがそこへ停めないでと注意する等、全部をしていました。要するに近隣のトラブルのないようにしてほしいということをお願いしたいと思います。

それと、騒音の問題については非常に今、社会問題になっています。騒音の出ないように騒音壁を作った保育園もあると聞いています。最近、夏祭りで音を出さない、太鼓も叩かない、音楽も流さない祭りがありません。どうしているのかというとイヤフォンをつけて盆踊りをしているとテレビでやっていました。もし騒音問題があるのならその対策をとっていただかないと静かな住宅街で保育園を行うのは難しいのではないかと思います。近隣の人は辛抱しなさいと書いていますが、なんで辛抱しないといけないのですか。辛抱するそれなりの対策してくれるのですか。もう少し近所に迷惑のかからない方針を考えていただかないといけないと思います。よろしく願いしておきます。

(市民) これから公募ということですが、主な公募条件のところを最初からもっと厳しく設定していただけないでしょうか。このままだと「配慮します。」で終わってしまうと思いますので、具体的にもう少し公募条件を厳しく設定していただけないでしょうか。このままではあまり具体的ではないなと思います。人数ももう少し減らせないのか検討してほしいです。人数が多いとそれだけ音も大きくなります。運動会の時ぐらいはそこまで静かにしろとは思わないのですが、はっきり言って運動会だけでなく毎日の外遊びだけでもかなりうるさいと思います。運動会ぐらいのことを言っているのではなく、外遊びがあるということは結局毎日かなりうるさいと思います。先ほどおっしゃっていましたが防音壁を検討する等、そのことも条件の中に入れていただきたいです。ただただ近隣の者は我慢しないといけないのでそれぐらいのことは聞いていただいてもいいのではないかと思います。

ています。

(事務局和泉) もう少し具体的に厳しい公募条件にしてほしいというご意見かと思いますが、具体的にこれをしなさいと書いてしまうと、それだけしたら良いのかととられることにもなるので、一旦こういった幅を持たせた形で公募の条件を出させていただいて事業者を決定し、改めて説明会もさせていただき、その中で提案をさせてもらった内容についてご意見等頂いて、改善ができるところは改善していくということも一つの方法だと考えております。ですので、一旦は広い形での公募の条件で進めさせていただきたいと思います。

(市民) 結果、私たち住民の意見は聞いてもらえないのですか。決定していく時に住民の意見は聞き入れてもらえないのですか。

(事務局和泉) そういう意味合いではございません。例えば人数をもう少し絞れないかということも持ち返って検討させていただきたいと思います。待機児童も多い状況ですので、減るかどうかということとはなかなか今の段階ではどういったお答えができるかどうか分かりませんが、いただいた意見については一度持ち返って、本当にそれで良いのかどうかということは改めて検討させていただきます。ただ結果的にどうなるかは全体の事を考えた判断もございませぬのでご理解いただきたいと思います。

(市民) これは意見ですけれども、姫路のわんずまぎ一保育園の特集番組を見たのですが、書類審査だけで選定され、実際蓋を開けてみたら給食は減らされているし、人手もないし、看護師もいない状態でそれを隠して大問題になったと思いますが、書類にはこう書いているけど実際にはそうになっていないということが多々あるかと思います。そこのところを今回はきちんと見極めてしていただかないと、近くに住んでいるものとしては不安だらけです。書類のとおり実施されているのかの確認を芦屋市はきちんとしてほしいと思います。

(市民) 様々な話が出たと思いますが、要するに公募条件をどういう風にするかというところで、このような条件で公募すると明記してほしいです。その他のところを書いてある騒音・交通対策ですが、これに対する公募条件を市でこれだけの規制を作るといふものを明確にさせていただきたいです。何をどうするか、それがないとこの内容で了解ということにはできないと思います。条件を次の時でも明記していただきたい。それが話し合いだと思います。お願いしておきます。

(市 民) 毎回毎回様々な説明会に行かせてもらっているのですけれども、西蔵町にもこういう大きな保育所ができると聞いて住民の方も驚かれています。やはり、建てるのであれば今初めて知った方なんていらっしやらないように、もう少し住民側と話をする、そこで意見を聞く、それが一番大事じゃないかと思います。

人数を見て驚いたのですが、近隣に住んでいる方はここに一生住むわけで、また、小さい子が通るような場所ではないです。西蔵もそうですけど西蔵よりもここは危ないです。そこをもう少し考えてほしいです。騒音問題もあるし、違うという方もいらっしやいましたけれど、不動産屋に聞くとそういう施設があると土地の価値は下がります。市は市民の財産を減らしてはいけないという規約が多分あると思います。そこを踏まえてほしいし、もう少し住民の意見を聞いてほしいです。民間だったらすぐにだめになることも市が計画すると市議は全部承認をだして通っていくことがすごく不思議ですけど、そこに一生住むわけです。ですので、住民側ともっと話を進めてほしいとすごく思います。

これだけ住民が心配して交通の事を聞いていますが、それは、そこを誘致する市の責任があると思います。それは事業主としてやってほしいではなく、交通事故で亡くなる場合もあると思います。あそこは本当に危ない場所だと思います。私もよく車で通るのですが人が来たら危ないなと思いつつながら、国道43号線から左へ下りていく時に車が対向するだけでも危ないのに、あそこにこれから送迎の車が来たり小さい子が来たりすると思うとどうなっていくのか、あそこを通ることはやめようと思います。もう少し何を決めるのもそこにいる人たちの事を考えてしてほしいと思います。利用者の方もそういう危ないところに連れて来ないといけないのもっときちんと考えてほしいと思います。

(事務局和泉) 本日このような事業者が決まる前というところではありましたけれども、お聞かせいただきました。危ない面というのはあると思いますので、その部分については今日ご意見いただきましたのでそういったことも踏まえて検討していきたいと思っております。市の責任があるということは重々承知をしておりますので、そういった責任も果たすという意味も含めてしっかりと事業者を選んでいきたいと思っております。

(市 民) 様々な所でこの問題、同じような話が出ているのではないかと思うのですけど、ちょっと一つ考えたのが阪神芦屋駅の体育館の前の運動場ありますよね。あそこへ大きな施設を作って送迎用のバスを出して全部集めてくるとそういう問題は全部解決するのではないのでしょうか。野球場っていう

のは他にどこかあるのではないかという気もします。

(事務局和泉) 今、活用している土地については利用者もいらっしゃるので、そういった一案もあるのかも分かりませんが、やはり今すぐに空く土地というのがこちらになりますので、こちらで施設整備を進めたいと思っております。

(市 民) もちろんそうですけど、一つの考え方として、これだけ各地区で全員賛成というところがないので、それであればそこでできるかどうか、そこなら騒音問題も全部解決しているじゃないですか。駐車場問題もあそこで取ろうと思えばできます。そういう悪い条件は全部あそこで解決すると思います。あとは遠い地区の人のためにバスで5台・6台も使って送迎している幼稚園もありますから、そうすれば全部解決すると思います。もちろん今使っている人もいますが、そのために他の場所へ移ってということであればその人たちも子どもも納得してもらいやすいのではないかと思います。そこは権力争いみたいなのがあってできないだけのことじゃないですか。

(事務局和泉) 活用がないのであれば考えられることもあるのですが、今現在も活用されていますので、そういったところで難しいのではないかと思います。

(市 民) それはそちらの見方であってこちらは今、静かに生活しています。それは辛抱しろということですか。今使っている運動場が他の場所へ移るのであれば、使えないということではありません。こちらの一生騒音に悩まされながら生活していかないといけない問題と全然内容が違うと思います。

(事務局和泉) 騒音、子どもの声が問題なのかも知れませんが、それにつきましては地域の方々に愛される園ということになりましたらやはりそこで生活するお子さんの声もちょっと違った形で聞いていただけるようにならないのかと考えております。なかなか難しい部分もあるかと思いますが、一つ一つ解決をしていくような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、先ほど申し上げましたようにご意見があるのであれば、市にも言っていただいたら結構ですし、事業者にもお伝えいただくということも可能ですので、そういった形で意見交換しながら良い施設になっていけるように進めていきたいと考えています。

(市 民) やはり辛抱しろということですね。

(事務局和泉) 辛抱しろという事かと、一言で言われてしまうと、なかなか難しいものではありません。

(市 民) だから言っているのは、保育園を作るのが嫌だとは言っていないわけで、駐車問題、騒音問題、防音壁を作れば騒音は外に出ません。駐車問題も車

を全部施設の中に入れるようにすれば、それだけじゃないのですか。その施設を作るということになればそれは来ていただいて結構だと思います。それを作らないのでしたら、体育館の前の騒音を出してもいいようなところへ移ればいいと言っているわけです。

(事務局和泉) 確かに音を遮断するような形で全部を覆ってしまうということも方法としてはあるのかもしれないですけど、現実的に考えますとお子さんは日光を浴びて外で遊び、外の空気にも触れて健全に育成されていくものだと考えています。建物と外の園庭は必須なのかと思います。どうしても我慢させるばかりだとお感じになられているとは思いますが、少しでもそういったお気持ちが軽減できるような形での取組を考えていきたいと思っておりますので、何回も繰り返しになりますけれども、お話し合いもさせていただきたいと思っております。

(市 民) 先ほどからの答えを聞いて、ある程度軽減できるような方法を取らせていただきますと言っていますけれども、その内容が出て来ず、言っているだけです。言っているだけだったら結果、こうしますと言っても駐車問題解決してない、騒音問題解決してない、辛抱してくださいとなるのではないですかという話をしているわけです

(市 民) それは事業者を決めてからの話じゃないですか。

(市 民) 事業者に対する公募条件をつけてほしいということです。

(事務局和泉) 公募条件につきましては先ほどご説明させていただいたのですが、具体的なことではなく、大きなくくりで話をさせていただいて詳細は事業者が決定した後に協議もしていきながらになりますので、この段階でどういったものができる、できないというところの話は難しいとご理解いただきたいと思います。

(市 民) それじゃ条件をつけないということじゃないですか。大枠で書くだけですよね。

(事務局和泉) 個別具体的な内容については事業者と調整していく形になります。

(市 民) 事業者と調整するとき市だけでなく私たちも入れますか。

(事務局和泉) 事業者とは私どもがお話をさせて頂くのですが、こういった場でご意見は頂戴しておりますので、そういったことも踏まえた上で話をさせていただきます。

(市 民) でも、事業者の人には直接私たちから言わないと、ワンクッションおくとニュアンスがゆるくなってしまうような気がします。

(事務局和泉) 説明会もさせていただきます。案が出ないことには具体的なお意見も出しにくいかなと思いますので、説明会で具体的なものを見た上でお話をさ

せていただきたいと思います。

(市 民) でも、葬儀場のホールさんの場合、駐車場は完全に借りて駐車をしないうようにしますと言って、路上駐車をした場合には営業を停止しますということまで言われました。だから、どうして市はそれを言えないのですか。大枠で話します、ってそれではどういう風にするという内容がありません。

(事務局和泉) 大枠というのが不明確だというご意見になるかと思いますが、実際路上駐車や迷惑行為になることはしてはならないということが大前提ですので、その部分がどのように実現できるのかというところは実際に事業者と話をしていく中で決めていくというご説明になります。

具体的なお話ができるいないというのは確かにそうですが、事業者が決まりましたからここはどうしてほしいというお話ができると思います。

(市 民) 順番が違います。駐車をしないようにするというを前提として話をしないと、駐車をしない、騒音も出さないことの2点じゃないですか。その2点を条件付けて、両者と話をしてくればいいのかではありませんか。

(市 民) 騒音問題も何デシベル以上だしてはいけないと法律で決められています。それ以上出ると法律違反です。ということは、自由にできない、だから法律に適合しないことは全て却下されます。そこはそういう処理だから、我々はそれを満たされていたら文句は言えないと思います。

ただ、私立だからあの土地に保育園を建てて高い賃貸料金を払って、固定資産税を払って、その事業が成り立つのか。そうすると先ほど定員を少なくしてくださいという話がありましたが、最大人数でとらないと商売にならないと思います。そうすると一番かわいそうなのは保育所に来る子どもたちです。声を出したらいけない等、そういうことを強要しないといけないのであれば非常にかわいそうだと思います。

(市 民) 場所の選定の問題です。騒音を出してもいい、駐車場も取れるような場所を選定しなかったということじゃないですか。

(市 民) あそこは広いという条件で選定されたのですか。

(事務局和泉) 待機児童も多いという状況もありますし、駅に近いという利便性の問題もありますので保育所を利用される方については利用価値のある場所がありますし、こちらを整備するのに必要な場所だと思っております。

ただ、近隣の方につきましてはやはり迷惑だというご意見もあると理解いたしますので、できるだけ対策というものを考えていきたいと説明をさせていただきます。

(市 民) 別に反対でもありませんが、法律的に満たされているのであればいいと思います。ただ、あそこに家を建てる時でも、建ぺい率の問題、容積率の問題でかなり厳しく言われました。そうすると、もっと広くとれる条件の

第二種や高層が建てられるようなことで選ばれなかったことが不思議だなと解釈をしています。

(事務局和泉) 幼稚園もそうですけれども、市の持っている土地を活用した形で保育施設の整備を今までしていますし、南芦屋浜では教育施設の活用ということで市の持っている施設をできるだけ有効活用していこうと土地の選定を進めているところです。その中で、この時期に移転をして空く土地があるということですし、地理的な問題も良いところになりますので今回この場所を選定させていただいたということです。

(市民) 運動会等で騒音を出しますと言って誰かが反対すれば法律違反なのだからできないじゃないですか。そこは難しいと思っています。芦屋市の条例でその地区における最大の騒音値、これにしなさい、これ以上出したらだめだと決められているじゃないですか。一般の建築基準法で芦屋市は厳しいじゃないですか。

(事務局和泉) 基準を守るというのも当然大事なことです。一瞬パーンと出るような音までも規制になるのかどうか等、様々なことがありますのでそのあたりは所管に確認はしてまいります。運動会ができない等、そういったことにはならないのかと考えております。

(市民) かわいそうだからしてほしいです。それならば、他のところであればいいのではないかと思います。

(市民) 騒音規制があれば、運動会で拡声器を使用すれば騒音規制にひっかかるのではないですか。

(事務局和泉) 騒音というのは、工場等の特定の音を出すものかと考えております。

(市民) 地区によって上限値が異なります。あそこの場所は第一種低層住居地域だから一番厳しいところです。

(事務局和泉) 景観も非常に大事にしているところですのでそこも要件には景観に配慮したような形で入れる予定にはしております。法的な基準についてはもう一度所管にきっちり確認させていただきます。

(市民) 法律的な面をつめていただかないと、業者選定等、様々な舞台にのせる時にみなさん方がフォローされて進めるわけですね。そこが非常に難しいと思っています。保育所、幼稚園を建てるということに対して決して反対しているわけではありません。本当に保育所を建てていい場所であればそのまま進めていってもらった方がいいです。もし建ててからできないとなれば、待機児童等を検討されている今までの時間を、また次の施設に替えないといけません。それが非常にもったいないです。だからそれを詰めてもらえると、住民に対しても明確にお話をさせていただけるように思います。

(事務局和泉) 今、手持ちに確実な資料がありませんので確認いたします。ただ、市内

で保育所を建てるという情報は、庁内様々なところでも把握しておりますので、もしできないということであれば、指摘が入るかとは思いますが、そういうことがないので、建てることができると思っていますが、ただきっちり確認はさせていただきます。

(市民) この課だけが検討していて、他の部署の職員が指摘していないだけはないですか。

(事務局和泉) そういったことはないです。

(事務局田中) 本日は遅くまで貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。公募条件に反映できる部分についてはこれから考えていきたいと思えます。また、本日いただいた意見等につきましては、明後日11月11日の説明会には反映できませんが、本日の内容を踏まえながら、同じ内容でご説明させていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。